

THE シガパークビジョン検討業務委託 特記仕様書(案)

(業務目的)

1. THE シガパークビジョン

新型コロナ禍において、身体的・精神的に閉塞感が蔓延した際、公園が県民にとって、大切な息抜きの場所になったことで、いわゆる三密を避けることができるオープンスペースとして公園の価値が見直されるきっかけとなった。さらに、ストレスの多い現代社会において、公園は「心のオアシス」としても重要な存在意義を持つことも再認識されている。

また、急速に少子高齢化が進む社会において、公園は子どもにとっては目一杯に体を動かせる場所であり、高齢者にとっても交流・運動に欠かせない場所となっている。加えて、子どもや子育て世代、高齢者が一緒に使う公園は、年齢や背景の違う人たちが一緒に過ごす多世代交流の場所にもなっている。

これらを踏まえ、本県では、公園のポテンシャルを活かし、『こころとからだの健康づくり』や『子どもの健やかな学びと育ち』の一端を担っていくため、魅力ある公園づくりに取り組んでいる。

一方で、県内には都市公園や自然公園、条例に基づく公園など様々な公園が存在しているが、十分に連携できていないことが課題となっている。そこで、令和 5 年度から、滋賀県が管理する公園が持つ潜在的な魅力を、種別や所管を超えた連携により再発見・向上させていくとともに、部局横断的な連携により全庁が一丸となった効果的・魅力的な公園づくりを本格的に始めている。

これらの取組は、琵琶湖を中心とした滋賀県全体が水と緑と人につながる一つの大きな公園となった姿を「THE シガパーク」とし、すべての人の「憩い・交流・体験」の場となることを目指して進めている。「THE シガパーク」の実現に向けては、公園の「美しさ」、「優しさ」、「楽しさ」という3つの視点で、「チームアップ」、「レベルアップ」、「タイアップ」という3つのアップを合言葉に、取り組んでいるところである。

本業務では、滋賀県の公園のポテンシャルを再発見し、人々の暮らしを豊かにする THE シガパークの 3 つの視点を踏まえた「将来あるべき姿」や「基本理念」等の長期的な構想と 3 つのアップの取組の第 1 期の行動計画となる「重点プロジェクト」、「段階的な目標」、「ロードマップ」などの短期・中期計画をとりまとめた「THE シガパークビジョン」を策定することを目的とする。なお、策定にあたっては利用者等の声や学識経験者の意見を聴きながら行うものとする。

2. 湖岸公園全体計画

琵琶湖を中心に、その周囲の山々と瀬田川一帯のエリアは、優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図るため、日本で初めての国立公園「琵琶湖国立公園」として昭和 25 年に指定されている。琵琶湖および湖岸沿いの多くにおいては、行為に一定の制限をかけて自然の風景を守り伝えていくとともに、自然に親しむ施設の整備を行い利用増進を図っている。

その後、琵琶湖総合開発計画に基づき、湖周辺の自然環境の保全、新しい湖辺の風景の形成、レクリエーション利用の増進を図るため、琵琶湖岸を湖岸緑地(自然公園園地)や湖岸緑地(県営都市公園)として整備した。(なお、湖岸緑地(県営都市公園)と湖岸緑地(自然公園園地)を合わせて、以下「湖岸公園」とする。)湖岸公園は、公園内の樹木、草花、芝生等を含め、湖岸の景観を構成する重要な要素であるとともに、治水機能を有する前浜なども存在することから、すべては環境特性にも十分な配慮を要する。そのため、平成 12 年 3 月に策定した琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」に基づき、自然的環境・景観保全分野における取り組み目標を掲げ、琵琶湖生態系の保全・再生をめざしている。

湖岸公園では、利用計画とあわせて、水辺エコトーンとして生態的機能の回復を図っていくことも課題である。よって、保全・再生が可能などころでは、自然の自己再生力を引き出しながら、順応的にビオトープネットワークの拠点の確保と地域の緑づくり・まちづくりと一体となった公園・緑地の創出に取り組んでいる。そこで、令和 2 年 3 月に、琵琶湖辺域(琵琶湖の水際線から概ね 200m の範囲)を対象とし、保全を前提としたうえで魅力ある資源を損ねることなく、さらなる利活用を目指した概ね 20 年後のまちづくりを示す「みどりとみずべの将来ビジョン」を策定した。

本業務は、「みどりとみずべの将来ビジョン」に基づきながら、THE シガパークビジョンを実現するための重点的な取組として、琵琶湖の湖辺域を一体として考え、湖辺域にある周辺施設にも考慮し、各湖岸公園の役割、整備・運営方針、民間活力導入方針を整理した湖岸公園全体計画『(仮称)ぐるっとびわ湖ランド計画』を策定することを目的とする。なお、策定にあたっては利用者等の声や学識経験者の意見を聴きながら行うものとする。

(業務内容)

本業務の内容は、次に挙げるものとする。

1. THE シガパークビジョン

1-(1)業務計画

「THE シガパークビジョン」策定に関する業務の目的・趣旨・設計図書に示す業務内容を把握し、業務計画を立案し、業務計画書を作成する。

1-(2)現況把握

・取組概要の把握

THE シガパークビジョンの検討に必要となる、THE シガパークに関するこれまでの取組の整理を行う。

・関連計画の把握

THE シガパークに関わる公園ごとの関連計画や法令を把握し、設置主旨や公園の概要を整理する。

1-(3)事例調査

・関連事例の把握

THE シガパークの実現に向けて、参考となる国の政策や先進事例を調査する。特に、「みどりのみずべの将来ビジョン」(令和2年3月 滋賀県)に掲載された事例以降の、最新の政策や事例を把握するものとする。

1-(4)課題整理

・基本理念の検討

THE シガパークに関するこれまでの取組をもとに、THE シガパークの考え方や目標像等を検討する際の課題や論点を整理する。

・将来のあるべき姿の検討

THE シガパークの実現に向け、2030年の目指す姿、更にその先のあるべき姿を設定する際の課題や論点を整理する。

・緑の広域計画の検討

過年度に滋賀県で策定した広域緑地計画(案)(平成11年3月)について、THE シガパークの取組を反映し、都市緑地法で定められた広域計画(緑の広域計画)として改定を行うための課題や論点を整理する。

1-(5)THE シガパークビジョンの骨子の検討

・骨子の検討

本業務で整理した課題や論点等を検討し、THE シガパークビジョン(骨子)を作成する。骨子では、緑の広域計画との関係を整理した上で、長期的な構想となる「基本理念」「将来のあるべき姿」を整理し、全体構成を検討する。

1-(6)THE シガパーク短期・中期計画の取組検討

THE シガパークに関する2030年までの取組を短期計画とし、2035年までの取組を中期計画として具体的に検討する。構成としては、短期・中期の目指す姿の設定、重点プロジェクト

の設定、段階的な目標設定および年度単位のロードマップとする。なお、湖岸公園等については、「(2)湖岸公園全体計画」での検討成果を反映し、他の公園と統合して検討することとする。

1-(7)THE シガパークビジョン(案)の作成

前項までの将来のあるべき姿と短期・中期の目指す姿の検討結果を取りまとめて、THE シガパークビジョン(案)を作成する。作成にあたっては、本編のほか、概要版を作成する。

1-(8)イメージスケッチの作成

THE シガパークの将来のあるべき姿をイメージし、THE シガパークの取組が視覚的に伝わるスケッチ(イメージイラスト)を作成する。

1-(9)緑の広域計画骨子の作成

前項までの検討結果を取りまとめて、THE シガパークビジョン(案)を反映した、緑の広域計画の骨子を作成する。

1-(10)会議の開催等の支援

・委員会開催支援

本業務の検討内容について、学識経験者等の意見を聞くために県が設置する「THE シガパークビジョン検討委員会」(仮称、以下「ビジョン委員会」とする。)に対し、資料作成、出席・議事要旨の作成など開催の支援を行う。ビジョン委員会は6回を想定する。

・パブリックコメント実施支援

THE シガパークビジョンの策定に際し、パブリックコメントを県が行う際の支援を行う。

1-(11)県民からの意見聴取等

・THE シガパークビジョンに関する意見聴取等

THE シガパークビジョン(骨子)策定段階やTHE シガパークビジョン(案)策定段階等で、県民や利用者等から幅広く意見を聴取し、ビジョン委員会の議論に反映する。

2. 湖岸公園全体計画

レクリエーション施設(市町・民間含む)の状況も踏まえて、琵琶湖辺域の公園・緑地を対象に、各エリアの保全・利活用方策を定める計画を策定する。

琵琶湖辺域の公園・緑地については、湖岸公園、県立琵琶湖こどもの国、奥びわスポーツの森等および琵琶湖辺域の市の公園・緑地等を対象とする。

2-(1)業務計画

「湖岸公園全体計画」策定に関する業務の目的・趣旨・設計図書に示す業務内容を把握し、業

務計画を立案し、業務計画書を作成する。

「THE シガパークビジョン」で検討する現況把握、課題整理、THE シガパークビジョン骨子の成果も反映すること。なお、本計画は「THE シガパークビジョン」に反映する。

2-(2)琵琶湖辺域等の利用状況および現状把握

・関連計画等の把握

「みどりのみずべの将来ビジョン」(令和2年3月 滋賀県)(以下「将来ビジョン」とする。)や「THE シガパーク」に関するこれまでの取組など、関連する計画や取組を把握し、概要を整理する。

・琵琶湖辺域の現状の把握

琵琶湖辺域の公園・緑地やレクリエーション施設(市町・民間含む)の現状を調査する。

・琵琶湖および湖辺域に関する既存データの情報収集

湖岸公園の各エリアの保全・利活用方策を検討に必要となる、琵琶湖流域オープンデータなど琵琶湖および湖辺域に関する既存データを収集し、整理する。

・湖岸公園の利用実態と利用者のニーズを把握

事前に公園管理者等から利用状況の聞き取り等により情報収集を行い、琵琶湖辺域の施設等の現状を踏まえて、5箇所程度の代表地を選定し、平日・休日の各2回以上、現地で聞き取り調査を実施する。利用目的などの利用状況、トイレなどの満足度、公園への要望などについて調査し、分析を行う。

・エリア区分図(改訂版)の作成

将来ビジョン P15 の「エリア区分図」をもとに、琵琶湖辺域の公園・緑地やレクリエーション施設(市町・民間含む)の管理境界を反映したエリア区分図(改訂版)を作成する。

特に、湖岸公園、県立琵琶湖こどもの国、奥びわスポーツの森については、別途縮尺25,000分の1程度の精度で地区別エリア区分図(案)を作成する。

なお、将来ビジョン作成時点から施設の新設や廃止など琵琶湖辺域の公園・緑地等に変更があれば、それらを反映して改定エリア区分図を作成する。

2-(3)琵琶湖辺域の利活用に関する条件整理

・関連計画の把握

(1)～(2)の検討に加え、河川占用等の琵琶湖辺域の利活用に関わる関連計画や法令を把握し、概要を整理する。

・湖岸公園等の施設整備計画等の整理

湖岸公園をはじめ、琵琶湖辺域の公園・緑地やレクリエーション施設(市町・民間含む)においてすでに計画、実施している施設整備や、利用ルール、定期的なイベントについて取りまとめる。

・民間活力導入の検討範囲の検討

将来ビジョンにおいて民間活力の導入イメージとして設定した「活用検討範囲」を、湖岸公園

について面的に検討する。設定に際しては、必要に応じ各湖岸公園の上下水道等のインフラ整備の状況や地域特性を考慮する。

・利活用計画の図示

前述の施設整備や活用検討範囲について、2. で作成した地区別エリア区分図(案)に記載して図示する。

2-(4)湖岸公園における民間活力導入の可能性検討と民間活力導入方針の策定

・民間活力導入可能性の検討

湖岸公園において、(2)-3. で面的に設定した「活用検討範囲」でのキャンプ場や予約制駐車場等について、Park-PFI 等の民間活力導入による実現可能性を検討する。

検討に際しては、民間事業者等へのサウンディングを行い、民間事業者等の意向や要望、課題等を把握、分析、取りまとめを行う。なお、サウンディングに必要な、調査資料の作成やサウンディング対象事業者の選定等も行う。

・民間活力導入方針の策定

検討結果を踏まえ、湖岸公園における民間活力導入方針を策定する。

2-(5)琵琶湖辺域の保全・利活用方策の検討

・湖岸公園の保全・利活用方策の検討

これまでの検討結果をもとに、THE シガパークの実現に向けた重点的な施策として、琵琶湖辺域での一体的、エリアや公園ごとに具体的な保全・利活用方策を定めた、湖岸公園全体計画(仮称「ぐるっとびわ湖ランド計画」)を取りまとめ、(2)-2. で作成するエリア区分図に反映する。

自然公園および都市公園の各湖岸公園の役割を整理し、具体的保全・運営方針(案)および利用ルール(案)を作成し、琵琶湖の湖辺域を一体的に魅力向上するための取組の具体策を検討する。

2-(6)短期・中期計画の取組検討

湖岸公園に関する 2030 年までの取組を短期計画とし、2035年までの取組を中期計画として具体的に検討する。構成としては、短期・中期の目指す姿の設定、重点プロジェクトの設定、段階的な目標設定および年度単位のロードマップとする。

2-(7)湖岸公園全体計画(案)の作成

前項までの琵琶湖辺域の保全・利活用方策、短期・中期の目指す姿などの検討結果を取りまとめ、湖岸公園全体計画(案)を作成する。作成にあたっては、本編のほか、概要版を作成する。

2-(8)イメージスケッチの作成

湖岸公園全体計画が視覚的に伝わるスケッチ(イメージイラスト)を作成する。

2-(9)会議等の開催支援

・委員会開催支援

本業務の検討内容について、学識経験者等の意見を聞くために県が設置する「湖岸公園全体計画検討委員会」(仮称、以下「湖岸公園委員会」とする。)に対し、資料作成、出席・議事要旨の作成など開催の支援を行う。湖岸公園委員会は6回を想定する。

・パブリックコメント実施支援

湖岸公園全体計画の策定に際し、パブリックコメントを県が行う際の支援を行う。

2-(10)県民からの意見聴取等

・湖岸公園全体計画に関する意見聴取等

湖岸公園全体計画策定に際し、県民や利用者等から湖岸の利活用の状況やニーズ等について幅広く意見を聴取し、湖岸公園委員会の議論に反映する

・湖岸緑地の今後の適正利用促進の取組に関する意見聴取

特に、現在実施中の湖岸緑地駐車場へのゲート式駐車場の暫定導入はじめ、湖岸緑地の今後の適正利用促進の取組について、県民や利用者等から幅広く意見を聴取する。

3. 共通

3-(1)打合せ協議

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ6回、成果品納入時の計8回を行うものとする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

打合せは面談を基本とするが、監督職員と協議のうえ、WEB会議、TV会議等(以下「WEB会議等」という。)を利用することもできるものとする。なお、WEB会議等は旅費交通費を計上しないものとし、打合せに要する旅費交通費は当初設計金額よりも安価となる場合は設計変更の対象とする。

また、協議等打合せ内容(電話等による確認事項も含む。)は、受注者において協議記録簿を作成し、協議当日もしくは翌日に監督職員あてに電子メールで提出し、内容の承認を受けることとする。

3-(2)成果品とりまとめ

検討結果等のとりまとめを行い、報告書を作成する。

本業務は、電子納品対象外業務である。

以下のものを提出すること。

- ① 報告書(チューブファイル)…………… 2部
- ② 上記電子データ…………… 2部

○その他

業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ決定するものとする。

受注者は、監督職員より途中報告を求められた場合、速やかに報告を行うものとする。